

幸手東武団地自治会会則

第1章 総則

第1条（名称） この会は幸手東武団地自治会（以下会という）と称し、略称を東武団地自治会と定める。

第2条（区域及び所在地） この会の区域は埼玉県幸手市緑台1丁目1番地から79番地（但し、24番地から26番地、31番地、35番地及び36番地は除く。）とし、事務所は埼玉県幸手市緑台1丁目387番71 幸手東武団地自治会館内におく。

第3条（目的および事業） この会は幸手東武団地（以下団地という）住民の連帯により、地域社会との調和をはかりながら団地住民の共通の利益を守るとともに文化・福祉の向上をはかり、住みよい団地をつくることを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 団地の生活環境の維持と改善
- 2 団地住民の福利厚生の実施
- 3 会員の相互の親睦と教養・文化の向上をはかる各種の行事
- 4 関係官庁・団体などとの折衝・連けい協力および親睦交流
- 5 会報の発行その他広報活動
- 6 その他この会の目的達成のために必要な事項

第4条（活動の原則） この会の前条の事業を行うための活動は、次の原則に従うものとする。

- 1 会の中立性を保持し、特定の思想・宗教・政治団体からの支配・干渉は一切排除するとともに、これらの団体との支持関係はもたない。
- 2 すべての活動は団地住民に公開で行う。

第2章 会員

第5条（会員） この会の会員は団地住民の1個人を1会員とすることを原則とし、会員はこの会則のもとに平等な権利と義務を有するとともに、人種・宗教・思想・信条および身分などによって差別をうけない。

第6条（会員の権利） 会員は、この会が取得した一切の権利と利益を平等に享受する権利を有するほか、次の権利を会則の定めるところにより行使することができる。

- 1 この会の会議に出席して意見を述べ議決に参加すること
- 2 この会の運営について報告をうけ意見を述べること
- 3 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること
- 4 この会の役員・委員およびその他の構成員の選挙権と被選挙権

第7条（会員の義務） 会員は次の義務を負う。

- 1 会則および機関の決定を守り、会の健全な発展のために協力すること

- 2 役員・委員その他の構成員に選出された場合は誠実にその任務を遂行すること
- 3 会則に定める会議に出席し、または投票に参加すること
- 4 会則または機関で定められた会費等を納めること

第3章 機 関

第8条（機関） この会の運営を円滑にするために次の機関をおく。

- 1 総 会
- 2 班長会議
- 3 役員会
- 4 区 会 議
- 5 選挙管理委員会
- 6 専門部会

第1節 総 会

第9条（性格および構成） 総会はこの会の最高議決機関で、会員によって構成し、会長がこれを招集する。

第10条（開催） 総会は毎年1回、決算終了後3ヶ月以内に開催（原則として4月に開催する）し、次の場合30日以内に臨時総会を開催する。

- 1 班長会議が必要と認めるとき
- 2 会員の5分の1以上の連名により要請があったとき
- 3 会計監査全員が必要と認めるとき

第11条（招集） 総会を招集する場合は、会長は原則として開催日の5日前までに、開催日時・場所・議案を告示するとともに、議案書その他必要なものを全会員に配付しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りでない。

第12条（付議事項） 次の事項は総会において会員各々1個の表決権をもって付議する。

- 1 会則の制定および改廃
- 2 財産の処分
- 3 この会の解散およびこれに準ずる事項

②次の事項は総会において1世帯1個の表決権をもって付議する。

- 1 活動計画および活動報告
- 2 予算ならびに決算および会計監査報告
- 3 役員を選出および役員の解任
- 4 班長会議が必要と認めた事項
- 5 その他の必要な事項

第13条（成立要件） 総会は会員総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、総会に出席できない表決権を有する会員が所定の手続にもとづき総会に委任した場合は、成立要件

の会員数に含むものとする。

②第12条第2項に定める議決事項のみ提議される総会は、1世帯1個の表決権を有する会員（世帯）の3分の2以上の出席により成立する。ただし、総会に出席できない表決権を有する会員（世帯）が所定の手続にもとづき総会に委任した場合は、成立要件の会員数に含むものとする。

第14条（議長団） 議長団は原則として2名とし、役員を除く出席会員の中からそのつど選出する。

第15条（議決および議決権） 総会の議決は出席会員の過半数の賛成により成立する。ただし、第12条第1項の第2号および第3号に関しては総会員の4分の3以上の同意を要する。

② 会員は総会において、各々1個の表決権を有する。ただし、第12条第2項の第1号～第5号に定める議決事項については、会員の表決権は1世帯1個とする。

③ 議長団および役員（会計監査を除く）は採決に加わらない。ただし、賛否同数の場合はその議決を含めた取扱い方法を議長団が決める。

④ 役員選挙においては、出席会員全員が投票権を有する。

第16条（書記および議事録） 議長団は出席役員（会計監査を除く）の中から2名以内の書記を任命する。

② 書記は議事録を作成する。

③ 議事録の記載事項は次のとおりとし、議長団が署名なつ印したものを総務部で保管する。

- 1 総会の名称
- 2 場所および開会・閉会の日時
- 3 議長団および書記の氏名
- 4 出席会員数（委任を含む）およびその内訳
- 5 発言者の名前および発言内容の要旨
- 6 採決の方法および賛否の数
- 7 その他の必要な事項

第2節 班長会議

第17条（性格および構成） 班長会議は総会に次ぐ議決機関で、班長および役員（会計監査を除く）によって構成し、会長がこれを招集する。

第18条（開催） 班長会議は原則として3カ月ごとに開催するものとし、次の場合2週間以内に開催する。

- 1 班長の3分の1以上の要請があったとき
- 2 役員会が必要と認めたとき
- 3 会計監査の要請があったとき

第19条（招集） 班長会議を招集するときは、会長は原則として開催日の1週間前までに、

開催日時・場所・議案を全班長に通知するとともに、議案書その他必要なものを配布しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第20条（付議事項） 次の事項は班長会議に付議しなければならない。

- 1 総会で議決した事項の具体化
- 2 予算の修正に関する事項
- 3 諸細則の制定および改廃
- 4 役員 の辞任および補充に関する事項
- 5 選挙管理委員の選出に関する事項
- 6 特別委員会の設置およびその委員の選出に関する事項
- 7 会則および諸細則の解釈適用に関する事項
- 8 寄付金およびこれに類するものの受理
- 9 その他の必要な事項

第21条（成立要件） 班長会議は班長の3分の2以上の出席により成立する。ただし、班長会議に出席できない班長が、その班の他の会員を委任状により代理者とした場合は、成立要件の員数に含むものとする。

第22条（議長） 議長は原則として1名とし、出席班長（代理者を含む）の中からそのつど選出する。

第23条（議決） 班長会議の議決は出席班長の過半数の賛成により成立する。

② 議長および役員は採決に加わらない。ただし、賛否同数の場合はその議決を含めた取扱い方法を議長が決める。

第24条（書記および議事録） 班長会議の書記任命および議事録作成については、第16条に準ずる。

第3節 役員会

第25条（性格および構成） 役員会はこの会の執行機関で役員（会計監査を除く）によって構成し、原則として1カ月に1回開催するほか、会長が必要のつどこれを招集する。

② 役員会の議長には会長があたる。

第26条（任務） 役員会は次の任務を行う。

- 1 総会および班長会議の議決事項の執行
- 2 この会の活動に関する企画立案
- 3 総会および班長会議提出議案の決定
- 4 緊急事項および日常業務の処理
- 5 専門部活動の管理
- 6 その他この会の運営に必要な業務の遂行

第27条（成立要件） 役員会は役員 の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席構成員

の過半数の賛成により成立する。

第28条（専門部） 役員会はこの会の業務を遂行するために、役員会のもとに次の専門部を設ける。

- 1 総務部
- 2 財務部
- 3 広報部
- 4 会館管理部
- 5 生活環境部
- 6 文教青年部
- 7 福祉厚生部

② 専門部の運営などについては別に定める運営細則による。

第29条（特別委員会） 役員会は必要に応じて特別委員会を設けることができるものとし、その構成および運営などについては専門部会に準じてそのつど定め、班長会議の承認を得るものとする。

第4節 区会議

第30条（目的および構成） 区会議は各区内の生活環境の維持改善などについて協議するために設置し、当該区の会員で構成し、区長が必要のつど招集する。

第31条（班会議） 区会議はその目的を達成するために班会議を開催することができる。

② 班会議は当該班の会員で構成し、班長が司会その他必要な業務を行う。

第5節 選挙管理委員会

第32条（目的および構成） 選挙管理委員会はこの会の役員選出に関する選挙ならびに会員の投票によって意思決定する場合の投票を公正・円滑に管理運営する機関で、選挙管理委員によって構成する。

第33条（任務および運営） 選挙管理委員会の任務および運営については、別に定める選挙細則による。

第4章 役員・委員および区長ほか

第1節 役員

第34条（構成） この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 3名 |
| 3 事務局長 | 1名 |
| 4 専門部長 | 若干名 |

5 会計監査 2 名

第35条（任務） 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会の業務一切を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は会長の統括のもとに、この会の日常業務を処理するとともに、事務局業務および専門部の運営を掌握し、会の証印を保管する。
- 4 専門部長は役員会で決定するそれぞれの専門部を担当し、事務局長の統括のもとに別に定める職務を執行する。
- 5 会計監査はこの会の会計に関する監査を行い、その結果を定期総会その他の機関に報告する。
- 6 役員(会計監査を除く)は区長を兼ねることができる。

第36条（選出） 役員は別に定める選挙細則により定期総会において会員の中から選出する。

第37条（任期） 役員（会計監査を除く）の任期は定期総会から次の定期総会までの1年とする。ただし、再選は妨げない。

- ② 役員が区長を兼ねる期間は、役員の任期と区長の任期との重複する期間とする。
- ③ 会計監査の任期は定期総会から2年後の定期総会までの2年とする。ただし、再任は妨げない。

第38条（辞任および欠員補充） 役員が辞任する場合は役員会の議を経て、班長会議の承認を得なければならない。

- ② 役員の欠員補充については、役員会の議を経て班長会議の承認を得なければならない。
- ③ 前項の欠員補充を行う場合は、別に定める選挙細則により班長会議において選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

第39条（兼任制限） 役員は班長および選挙管理委員を兼ねることができない。

- ② 会計監査は他の役員を兼ねることができない。

第2節 班 長

第40条（任務） 班長は当該班の班会議を開催するとともに、班長会議の構成員となり会員と各機関の意思疎通をはかり日常業務に関する活動を行う。

第41条（選出） 班長の選出は各班につき1名の割合で行う。

- ② 班長の選出は当該班の会員で定めた方法により行い、ただちにその旨を会長に報告する。

第42条（任期） 班長の任期は定期総会から次の定期総会までの1年とする。ただし、再選を妨げない。

第43条（辞任および欠員補充） 班長が辞任する場合は、当該班の会員で定めた方法により後任を選出し、ただちにその旨を会長に報告する。

- ② 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第44条（兼任制限） 班長は、役員・区長および選挙管理委員を兼ねることができない。

第3節 区長

第45条（任務） 幸手市区設置規程にもとづく区長は、別に定める選挙細則により選出された役員が兼ねるものとし、市が定める職務を遂行する。

② 区長は会員と各機関および市との意思疎通をはかり日常業務に関する活動を行う。

第46条（兼任役員） 区長を兼ねる役員の決定は、各区につき1名の割合で当該年度の役員会構成員の互選により行う。

第4節 選挙管理委員

第47条（任務） 選挙管理委員は、選挙管理委員会の構成員となり、会則第32条および第33条に定める業務に関する活動を行う。

第48条（選出） 選挙管理委員は、定期総会後第1回の班長会議において5名選出する。

第49条（任期） 選挙管理委員の任期は選出された班長会議から次年の第1回班長会議までの1年とする。ただし、再選を妨げない。

第50条（辞任および欠員補充） 選挙管理委員が辞任する場合は、役員会の議を経て班長会議の承認を得るとともに後任を選出しなければならない。

② 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第51条（兼任制限） 選挙管理委員は、役員・班長および区長を兼ねることができない。

第5節 事務局員

第52条（任務） 事務局員は事務局長の統括のもとにこの会の事務全般に関する日常業務を行う。

第53条（選任） 事務局員は2名以上とし、役員会が団地住民の中から選任し、班長会議の承認を得なければならない。

第6節 専門部員

第54条（任務） 専門部員は専門部会の構成員となり、当該専門部長の統括のもとに専門部の日常業務に関する活動を行う。

第55条（委嘱） 専門部員は、会員の申請または推薦にもとづき役員会の議を経て会長が委嘱する。

第56条（任期） 専門部員の任期は役員に準ずるものとする。

第5章 全員投票

第57条（付議事項） 次の各号の一に該当する場合は、1カ月以内に会員による全員投票を行い、投票総数の過半数をもって決定する。

1 会員の5分の1以上が会長に請求したとき

2 総会または班長会議が必要と認めたとき

第58条（効力） 全員投票によって決定した事項については、会員はこれを順守しなければならない。

第59条（実施方法） 全員投票の実施については、別に定める選挙細則による。

第6章 資産および会計

第60条（資産） この会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

1 別に定める会計細則第29条（財産目録）記載の資産

2 会費

3 寄付金

4 特別負担金

5 その他財政運営上発生する収入

第61条（会費） 会費の徴収基準は1世帯月額400円とし、奇数月に前月分と合わせて2ヵ月分を徴収する。ただし、会員の意思により2ヵ月分を超えて前納することができる。

第62条（納入会費の処理） 会員が納入した会費等は原則として返還しない。ただし、前納に該当する月の分および別に定める会費免除の場合についてはこの限りではない。

第63条（寄付金） この会が寄付金を受領する場合は、役員会の議を経て班長会議の承認を得なければならない。

第64条（臨時徴収） この会は班長会議の議決を経て臨時会費または特別負担金を徴収することができる。

第65条（会費の軽減） 特別の事情のある会員の会費あるいは特別負担金は、役員会の決定により軽減または免除することができる。

第66条（会計年度） この会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第67条（決算報告および監査） 役員会は会計監査によって監査された年度決算を定期総会に報告しその承認を得なければならない。

② 会計監査は前項の監査の結果について文書を作成し定期総会に報告してその承認を得なければならない。

第68条（会計処理） 会計処理に関する必要事項は別に定める会計細則によって運営する。

第7章 会則の変更及び解散

第69条（会則の変更） この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て、かつ幸手市長の認可を受けなければ効力を生じない。

第70条（解散） 本会は次に掲げる事項により解散する。

- 1 幸手東武団地自治会会則の第1章総則のすべての条項に反する場合
- 2 破産手続開始の決定
- 3 認可の取消し
- 4 総会の決議
- 5 構成員が欠けたとき

② 但し、解散する場合は総会の議決に基づいて、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第71条（残余財産の処分）本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付することができる。

②前項の規定により処分されない財産は、市に帰属する。

第8章 雑則

第72条（備付け帳簿及び書類）本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の諸事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

付 則

第73条（細則制定）この会の運営を円滑にするために、別に定める諸細則のほか必要のつど所定の手続を経て細則を定めることができる。

第74条（実施）この会則は昭和52年3月13日から実施する。

この会則は昭和54年4月15日から一部改訂実施する。

この会則は昭和56年4月19日から一部改訂実施する。

この会則は昭和59年4月22日から一部改訂実施する。

この会則は昭和62年4月26日から一部改訂実施する。

この会則は平成7年10月1日から一部改訂実施する。

この会則は平成9年4月6日から一部改訂実施する。

この会則は平成12年4月3日から一部改訂実施する。

この会則は平成13年4月1日から一部改訂実施する。

この会則は平成23年12月4日から一部改訂実施する。